

平成 29 年版 第 1・2 種冷凍機械責任者試験模範解答集  
正誤表

2017 年 4 月 5 日第 1 版第 1 刷発行  
コード：21125  
作成日：2017 年 10 月 31 日

箇所	誤	正
平成 28 年度 1 種法令(21 ページ) 問 5 解説文 上から 5 行目	前述の一般第 50 条第 1 項は、	前述の一般第 50 条第 1 号は、
平成 28 年度 1 種法令(23 ページ) 問 7 解説文 上から 3 行目	(一般第 6 条第 2 項第 8 号ト)	(一般第 6 条第 2 項第 8 号チ)
平成 26 年度 1 種法令(232 ページ) 問 7 解説文 上から 10 行目		
平成 28 年度 1 種法令(25 ページ) 問 9 解説文 下から 2 行目	又は警察官，消防吏員若しくは海上保安官に…	又は警察官，消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に…
平成 25 年度 1 種法令(333 ページ) 問 6 解説文 下から 3 行目	用容器，液化天然ガス…	用容器， <u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> ，液化天然ガス…
平成 24 年度 1 種法令(443 ページ) 問 7 解説文 下から 3 行目	( <u>冷</u> 規第 8 条第 1 項)	( <u>容</u> 規第 8 条第 1 項)
平成 24 年度 1 種法令(443 ページ) 問 7 解説文 下から 2 行目	( <u>冷</u> 規第 8 条第 1 項第 3 号)	( <u>容</u> 規第 8 条第 1 項第 3 号)
平成 25 年度 1 種法令(342 ページ) 問 13 解説文 下から 8 行目	(一般第 6 条第 2 項第 8 号ヘ)	(一般第 6 条第 2 項第 8 号ト)
平成 24 年度 1 種法令(450 ページ) 問 13 解説文 下から 5 行目		
平成 24 年度 2 種法令(494 ページ) 問 13 解説文 下から 8 行目		

平成 29 年版 第 1・2 種冷凍機械責任者試験模範解答集  
法令改正に伴う変更箇所

2017 年 4 月 5 日第 1 版第 1 刷発行  
コード：21125  
作成日：2017 年 10 月 31 日

●法令改正に伴い、引用条文が変更となる箇所

改正内容と該当法令 ( )内は本書における略号	該当する法令 ( )内は本書における略号	該当ページ
一般高圧ガス保安規則（一般） 容器保安規則（容規）  「 <u>充てん</u> 」を「 <u>充填</u> 」に変更	（一般）第 6 条第 2 項第 8 号	p395, p450
	（一般）第 6 条第 2 項第 8 号ホ	p130
	（一般）第 6 条第 2 項第 8 号ト	p342, p450, p494
	（一般）第 18 条第 2 号イ	P22, P129, p342, p394, p450, p494
	（一般）第 18 条第 2 号ホ	p129, p232
	（一般）第 50 条第 1 号	p20, p127
	（一般）第 50 条第 4 号	p229, p331
	（一般）第 50 条第 7 号	p21, p440
	（一般）第 50 条第 9 号	p127
	（容規）第 8 条第 1 項第 3 号	p333, p443
	（容規）第 10 条第 1 項第 2 号イ	p333
（容規）第 10 条第 1 項第 2 号ロ	p21, p333	
高圧ガス保安法施行令（政令） 「第 3 の 2 号」を「第 4 号」に変更	（政令）第 2 条第 3 項第 3 の 2 号	P17, p122, p224, p326, p437
冷凍保安規則（冷規） 一般高圧ガス保安規則（一般） 「 <u>特定不活性ガス</u> 」の扱いが 追加されたもの  ※本書中引用条文中のガスの種類に 「 <u>特定不活性ガス</u> 」を追加する。	（冷規）第 7 条第 1 項第 3 号	p28, p136, p188, p239, p340, p397, p493
	（冷規）第 7 条第 1 項第 15 号	p29, p340, p396, p449, p493
	（冷規）第 33 条	p124*, p328, p438*
	（一般）第 49 条第 1 項第 14 号	p230, p332, p440
（一般）第 49 条第 1 項第 21 号	p20, p127, p229, p331, p440	
一般高圧ガス保安規則（一般） 「 <u>（不特定ガス及び空気のものを除く。）</u> 」 を 「 <u>（不特定ガス（特定不活性ガスを除く。）</u> 及び空気のものを除く。）」 に変更	（一般）第 6 条第 2 項第 8 号ニ	p342, p395, p450
一般高圧ガス保安規則（一般） ●容器の内容積が 「 <u>20 リットル以下</u> 」から 「 <u>25 リットル以下</u> 」に変更  ●当該積載容器の内容積の合計が 「 <u>40 リットル以下</u> 」から 「 <u>50 リットル以下</u> 」に変更	（一般）第 50 条第 1 号	p20, p127
冷凍保安規則（冷規） 「当該変更の工事が <u>同一</u> の部品」 から 「当該変更の工事が <u>同等</u> の部品」 に変更	（冷規）第 62 条第 1 項第 1 号	p246, p296, p347, p455, p499

\*冷規第 33 条に定められた廃棄に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスが「可燃性ガスと毒性ガスに限られる」との記述は、出題当時（法改正前）の条文の規定では正しい記述でしたが、法改正後の現行条文の規定では誤りの記述となります。